

第1回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年5月10日（火）

中央公民館 講堂

第1回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年5月10日（火）

2、開催場所 中央公民館講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	穴倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～7）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～6）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～2）

第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
（整理番号1）

7、農業委員会事務局職員

事務局長 米倉正美
主任書記 戸田久子
主任書記 酒井 総

主 査 千葉利憲
主任書記 小田切基樹

◎開 会

○議長 ただいまより、第1回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中17名で定足数に達しておりますので、第1回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時07分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、小川一成委員及び穴倉喜八郎委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きますして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 続きますして、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号の案件は7件予定されており、本来であれば、一括して審議するところがございますが、整理番号5及び6の案件につきましては、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5の案件と関連があり、整理番号7の案件につきましては、同じく議案第2号の整理番号6の案件と関連がございます。そのため、初めに、整理番号1から4を一括審議し、整理番号5と6は、議案第2号の整理番号5と一括して審議、整理番号7は、議案第2号の整理番号6と一括して審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声でありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第1号整理番号1から4の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それではご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

各権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

整理番号1。申請地は桂山字南駒形、字向根、字助石、字宮ノ下、字川間及び字南田、地目、田の10筆、合計面積1万4,299平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

理由につきましては、権利者に農地を集約するためであります。

案件の位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、1-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから25ページまででございます。

次に、整理番号2。申請地は、佛島字大道、地目、畑の1筆、面積51平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は農業経営を廃止するためでございます。

案件の位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、詳細資料26ページから29ページまででございます。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は細草字原ノ前、地目、畑の1筆、面積764平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

次に、整理番号4。申請地は細草字原ノ前、地目、畑の1筆、面積456平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作に不向きなためでございます。

案件の位置につきましては、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、1-3、1-4と示すそれぞれの箇所でございます。

申請内容の詳細は、詳細資料の30ページから36ページまででございます。

以上が整理番号1から4までの各権利者は農業従事日数、農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定面積以上であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を

満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1について調査報告をします。

説明は事務局の説明のとおりです。

5月5日、鶴澤推進委員と2名で義務者と権利者同席の下、話を伺いました。義務者と権利者は姉妹で、義務者は後継者がいないため管理ができないため、権利者に維持管理をお願いするという話で話がまとまり、今回の申請に至っております。

調査は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件について、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第1号、整理番号2について、調査報告いたします。

申請理由は事務局説明のとおりです。

調査に当たりますには、関本推進委員と5月1日に現地にて権利者とお会いし、確認し、義務者は現在、市外に住んでいますので、電話にて確認しました。間違いのないことでした。

当申請地は、権利者宅から10メートルぐらいのところにあります。義務者は市外に在住しており、義務者の所有地は当物件のみで、耕作できず、以前から権利者宅で耕作していたようです。義務者は転居するに当たり、近所同士の間柄になり、権利者などに相談し、本申請に至ったようです。権利者は本申請農地が自宅に近く、耕作しやすいこともあり、同意したようです。耕作に当たっては、力仕事は夫に協力を得て行うとのことでした。

本農地は露地野菜が作付されておりました。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3と4の案件について一括して、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号3と4について権利者が同じ方なので、一括して調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

申請地の場所については、図面3ページの1-3、1-4の矢印のところになります。

4月30日に、整理番号3と4の義務者に電話にて調査を行い、5月1日に権利者には申請地で片岡推進委員さんと私で調査を行いました。義務者2名と権利者の間柄は、地元の推進委員、環境保全会の役員さんから紹介されたそうです。

まず、3の義務者については、耕作ができないため作付をしてくれる方を探していたそうです。また、整理番号4の義務者も耕作が不向きなため、作付をしてくれる方がいないか考えていたそうです。

申請地は雑木や竹があり、長年作付を行っていない状態でした。権利者に話を聞きますと、数年前より申請地の南側にあります畑を購入し、現在は植木畑として管理しているそうです。この付近は広域農道が近く、交通の便もよく、近くに民家も少なく、造園を行うのに恵まれたところであり、もっと経営規模を拡大したい考えがあったところ、今回の所有権移転の話があり、申請に至ったとのことでした。今後は重機を使いきれいにしてソテツなどを育てたいと話されておりました。

義務者2名、権利者とも今回の申請内容に間違いないと回答をいただきました。

問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4までについて、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

これより順次に採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号(整理番号1～6)、議案第1号(整理番号5～7)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第2号、整理番号1から6及び議案第1号整理番号5から7について、説明をお願いいたします。

○事務局 それではご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

整理番号1。申請地は、富田字東星谷、地目、畑の1筆、面積105平方メートルを寄付により所有権を移転し、介護福祉施設用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

計画位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、37ページから42ページまででございます。

事業を行う理由といたしましては、権利者が運営する介護福祉施設の庭に利用するために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、寄付により賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、埋立て等を行わず、現状のまま使用し、周囲にブロックフェンスを設置することから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、雨水排水につきましては、地下へ浸透する計画となっております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

続きまして、整理番号2。

申請地は、大網字南野中、地目、畑の1筆、面積345平方メートルを売買により所有権を移転し、建売分譲住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

計画位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、2-2と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、43ページから53ページまでになります。

計画概要は、専用住宅が1棟、木造2階建ての建築面積68.31平方メートル及び駐車場12.5平方メートルでございます。

事業を行う理由といたしましては、近隣に飲食店やスーパーマーケットがあり、閑静な住宅地として良好なために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、埋立て等を行わず、整地のみを行うものでございますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないもの

と考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、汚水及び雑排水の排水計画は、合併浄化槽による処理後、雨水とともに西側の既設私道の側溝へ放流する計画としまして、当該土地改良区の排水同意書が添付されております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

整理番号3でございます。

申請地は、細草字原ノ前、地目、畑の2筆、合計面積1,817平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分につきまして引き続き一時転用しようとするものであり、転用面積は0.35平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置につきましては、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、2-3と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、54ページから67ページまででございます。

計画概要につきましては、太陽光発電パネルに係ります支柱を78本設置するものでございます。

事業を行う理由は、太陽光発電施設を設置いたしまして、さらに下部で営農を行うことで農地を有効活用するために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は、農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さや間隔はトラクターなどの農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、下部の農地の単収が地域の平均的な単収と比較して2割以上減少してい

ないことなどがございます。

また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われない場合または発電事業を廃止する場合は、支柱や設備を撤去し、農地に復元することなどの条件を付けるものとされております。

本申請に係る設備は、直径76ミリメートルの杭を3.1メートル間隔に打ち込んで、太陽光パネルが設置され、簡易な構造で容易に撤去可能であり、農業機械の利用が可能な空間及び農作物の生育に適した日照量が確保されていると思われまます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等が設置され、また営農を継続していることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画でございますが、土地所有者におきまして、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地一体にブルーベリーを作付しており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

続きまして、整理番号4。

申請地は、細草字原ノ前、地目、畑の1筆、面積1,371平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするもので転用面積は0.37平方メートルでございます。

計画位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、2-4と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の68ページから80ページまでになります。

計画概要は、太陽光発電パネルに係る支柱を84本設置するものでございます。

事業を行う理由といたしましては、太陽光発電施設を設置し、さらに下部で営農を行うことで農地を有効活用するために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

その一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号の3と同じでございます。

本申請に係る設備は、直径76ミリメートルの杭を3メートル間隔に打ち込み、太陽光パネルが設置され、簡易な構造で容易に撤去可能であり、農業機械の利用が可能な空間及び農作物の生育に適した日照量が確保されていると思われれます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等が設置され、また営農を継続されていることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画でございますが、土地所有者におきまして、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地一体に、オモチャカボチャを作付しております。太陽光発電設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較いたしまして2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。

整理番号5でございます。

申請地は、永田字北中原、地目、畑の1筆、面積1,990平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするもので転用面積は0.334平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

計画位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、2-5と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、81ページから95ページまでになります。

計画の概要は、太陽光発電パネルに係る支柱54本、設置するものでございます。

事業を行う理由といたしましては、採光などの自然条件に恵まれた立地でありますことから、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当すると考えられます。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

その一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号の3と同じでございます。

本申請に係る設備といたしましては、直径76ミリメートルの杭を3.5メートル間隔に打ち込み、太陽光パネルが設置されるものでございまして、簡易な構造で容易に撤去可能であり、農業機械の利用が可能な空間、そして農作物の生育に適した日照量が確保されているものと思われま。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等が設置され、営農を継続されておりますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画でございますが、営農者におきまして、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地一体に、ブルーベリーの作付を予定されております。太陽光発電設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較いたしまして、2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設

置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

続きまして、関連する議案第1号を説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号は5でございます。

申請地は、永田字北中原、地目、畑の1筆、面積475平方メートルを貸借により、賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためでございます。

続きまして、同じく関連いたします議案第1号の整理番号の6。

申請地は、永田字北中原、地目、畑の1筆、面積1,990平方メートルのうち1,989.666平方メートルを貸借により、賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

案件の位置は、別添資料の図面の②の下側をご覧くださいまして、1-5、1-6と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、詳細資料の96ページから100ページまででございます。

続きまして、議案第2号に戻らせていただきます。議案書の7ページをご覧ください。

整理番号は6でございます。

申請地は、永田字耕地、地目、畑の1筆、面積203平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするものでございます。転用面積は0.153平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

計画位置は、別添資料の図面の②の左側をご覧くださいまして、2-6と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、101ページから115ページまででございます。

計画の概要は、太陽光発電パネルに係る支柱14本を設置するものでございます。

事業を行う理由といたしましては、採光などの自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当すると考えられます。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号の3と同じでございます。

本申請に係る設備につきましては、直径76ミリメートルの杭を3.5メートル間隔に打ち込み、太陽光パネルを設置されるものであり、簡易な構造で容易に撤去可能でありますほか、農業機械の利用が可能な空間及び農作物の生育に適した日照量が確保されているものと思われれます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等が設置され、また営農を継続されていることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画でございますが、営農者におきまして太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地一体に、ブルーベリーの作付を予定されております。太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較いたしまして2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

またここで関連いたします議案第1号を説明させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

整理番号7でございます。

申請地は、永田字耕地、地目、畑の1筆、面積203平方メートルのうち、202.847平方メートルを貸借により、賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

案件の位置につきましては、別添資料の図面の②の左側をご覧くださいまして1-7と示す箇所でございます。申請の詳細は、詳細資料98ページから100ページ及び116ページでございます。

議案第2号の整理番号5と6に関連する議案第1号の整理番号5から7につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でございますので、農地法第3条第2項の各号は該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件について、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号1の調査報告をいたします。

5月6日、齊藤委員さんと現地に赴きまして見てまいりました。また、職員の方ともお話をし、最後に代理人である方にお会いしたところ、間違いがないということで、現地はブロック塀で囲まれて庭になっておりました。土留めもしてあります。隣接の農地に何ら問題もないと思います。

慎重審議、よろしく申し上げます。終わります。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号2の案件について、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号2の調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る5月2日月曜日に、川寄委員と一緒に権利者の代理人と現地に立会いの上、その状況を調査してまいりました。

その調査結果でございますけれども、今回、対象となる農地につきましては、配付をされました図面、位置図に示されておりますように、大網バイパス近く、住宅地に隣接した農地、畑でございます。

今回、権利者はこの農地を買受け、建売分譲住宅用地にする計画の中で、事業面積につきましては、345平米、住宅1棟分を開発しようとするものでございます。造成につきましては、既に現存の畑は隣接する道路等よりも高いことから、盛土は行わず、整地するのみの申請となっております。

また、開発行為の許認可につきましては、現在、市と協議中とのことございまして、特

に書類審査の過程では注意、指導等はなかったとのことでございました。

さらに、排水関係につきましては、汚水は小型合併浄化槽を設置をいたしまして、雨水共々隣接する住宅地の水路に放流する計画があり、地元の区長からは開発同意書を取得しているとの説明をいただいております。

なお、義務者の意向につきましては、同じく5月2日に電話で確認をいたしましたところ、都合により、十数年前から耕作放棄をしていたところ、買取りのお話があったので、これを機会に手放したいとのことでございました。

譲渡することに間違いはないので、よろしくお願ひしたいとのことでございました。

以上が今回の調査結果でございます。特に問題点等は確認できませんでしたので必要はないものと思われませんが、慎重ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3と4の案件を一括して、板倉小百合委員、お願ひいたします。

○板倉委員 議案第2号、整理番号3、4は権利者、義務者が同一であるため、一括して調査報告を申し上げます。

理由内容としては、事務局の説明のとおりです。

双方とも営農型太陽光発電設備用地の更新です。

5月4日、内山委員さんと現地確認を行い、権利者から聞き取り調査をいたしました。整理番号3の場所については、詳細資料の54、55ページをご覧ください。

申請地はブルーベリーが栽培されています。3年前の日照りで全て枯れてしまい、新たに作付をし、少しずつではございますが、収穫量も増え、ジャムに加工したり、近所の方々に振る舞っているそうです。今年もブルーベリーの花がたくさん咲いていました。

整理番号の4の場所については、詳細資料の68、69ページをご覧ください。

申請地には、ビニールマルチが張られ、ペポカボチャが播種されておりました。ペポカボチャは観賞用のオモチャカボチャで毎年秋に収穫し、権利者の経営する店舗にて、安値で販売しているそうです。

双方の申請地は、権利者の自宅付近にあり、作業管理しやすく日当たり、風通しのよい場所です。権利者は小型トラクターや草刈り機など、農機具も整っておりますが、昨年、6月より雑草対策としてヤギを飼い、除草剤を使わず、環境に優しい農業に取り組んでいるとのことでした。

問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5と6及び議案第1号、整理番号5から7の案件について、一括して、平賀武委員、よろしく願いいたします。

○平賀委員 議案第1号、整理番号5、6、7番と関連する議案第2号の整理番号5と6、義務者が同一人ということもありまして、併せて調査をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきますと思います。

内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

5月3日に、内海委員、菅谷推進委員、私と3名で、義務者宅へ訪問し、話をいろいろ伺ってきました。今回は3年毎の更新であるということでもあります。事務局お話にも随分話が出てきましたけれども、今回は作物がブルーベリーということでございます。しかし、昨年まではサツマイモを栽培しておりましたので、これをブルーベリーに替えた理由はどうかということ、権利者に理由を電話で確認しました。理由は今度の3年間で販路が出来上がる予定で、高単価で販売できるため、優位性が非常に高いということで、ブルーベリーに変更したということでございます。また、義務者も更新することについては問題がないということでございました。

また、議案第2号の5と6につきましても、義務者は特に問題がないとのことでもあります。

また、権利者は遠方のため、電話で確認しましたが、間違いのないということでございました。

特別問題はないと思いますが、皆様方の慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号及び議案第1号の整理番号5から7について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号及び議案第1号の整理番号5から7に対する質疑を終結いたします。

これより順次に採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定

いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第2号、整理番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第2号、整理番号5及び議案第1号、整理番号5と6について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号5及び議案第1号、整理番号5と6は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号6及び議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号6及び議案第1号、整理番号7は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたします。

よって、議案第2号、整理番号1から6につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号5の案件は、農地中間管理事業による利用権設定であります。

それでは、事務局から議案第3号整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 それではご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の9ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は5人、利用権の設定をする者は5人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が13筆で、面積2万1,805平方メートル、畑が4筆で、面積4,275平方メートル、田と畑の合計面積は、2万6,080平方メートルでございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別は、新規3件、更新2件の5件でございます。

そのうち、整理番号1から5までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、餅木、畑が2筆、2,264平方メートル、10年、金納、10アール当たり、1万円、新規。

整理番号2、細草、田が1筆、2,912平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号3、南今泉及び細草、田が7筆、9,157平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ60キログラム、更新。

整理番号4、大網、畑が2筆、2,011平方メートル、6年、無償、新規。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号の5につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づきます農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることされており、同条第3項第4号の規定に基づきます農地中間管理機構でございます公益社団法人千葉県園芸協会におきまして、千葉県知事へ協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えさせていただきます。

整理番号5、四天木、田が5筆、9,736平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、新規。

なお、整理番号1から5につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件及び整理番号5につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により農地の貸し借りについて、既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 それでは、整理番号1について、報告いたします。

去る5月3日14時より、借受人、貸付人、推進委員、私と4名でございますけれども、貸付人と推進委員が同一人であったために3名で行いました。

現地は季美の森いなほ直売所の右の奥になります。現状は畑として耕作できているようでございました。借受人はJAネギ部会に加入し、規模拡大のために借受をいたしたいとのごとでございました。

事務局の説明どおり間違いのないと思いますが、慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件について、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 整理番号4につきまして、調査報告申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございます。5月3日、内海委員、菅谷推進委員、私と3名

で、貸付人と借受人に現地で話を伺いました。貸付人は高齢のため誰かに耕作をお願いしたいと思っていましたが、なかなか話がまとまらずにいました。あるとき借受人に話をしたところ、耕作してもよいという返事があり、このことの話が成立したということでございます。

借受人は認定農業者であり、水稻をはじめ、露地野菜も手がけ、熱心に農業に取り組んでおります。借受人は畑として使用したいということでありました。現地は雑草もきれいに刈り取られており、トラクター等で耕うんすればすぐにでも畑に使用できる状態であります。

借受人は農業機械もトラクターをはじめ全てそろっており、問題はないと思いますが、皆様方の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から5について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から5の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から5の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号(整理番号1～2)、報告第2号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを一括して議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

初めに、報告第1号を説明させていただきます。

議案書の14ページ及び15ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べてございますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号を説明させていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は1件でございます。

農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりでございます。賃貸借を設定した農地につきまして、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調べておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号及び第2号の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第6と日程第7の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 最後に、各委員、事務局から、連絡などがあれば、お願いいたします。

事務局どうぞ。

○事務局 事務局から3点、連絡事項及びお願いがございます。

まず、1点目は、大網白里市農業委員会農地・農政部会名簿で、農業委員の皆様への連絡事項になります。

先月、28日開催の農業委員会役員会において、農地部会及び農政部会の部会員が決定しましたことから、部会名簿をお配りしております。

2点目は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づく、認定新規就農者のサポート体制についてで、該当する農業委員及び推進委員の皆様への連絡事項になります。

大網白里市長から農業委員会会長宛てに依頼がありましたことから、先月、28日開催の農

業委員会役員会において、担当委員が決定しましたことから、認定新規就農者名簿に担当委員名を記載した上でお配りしております。

3点目は、活動記録簿の付け方で、農業委員及び推進委員の皆様へのお願いとなります。

先月、11日の農業委員会業務説明の中でご説明したところですが、一般社団法人全国農業会議所より資料の送付がありました。

それでは資料の2枚目の裏面をご覧くださいと思います。

活動記録の記入について。②ご記入いただきたい項目になります。

右側に凡例があり、赤色の枠の部分が必ず記入していただく部分、黄色の枠が可能であれば記入していただく部分、緑色の枠については事務局において記載する項目となっております。特に、日時、活動時間、項目、詳細は必ず記入をお願いいたします。

次のページは活動の分類になっておりまして、その裏面につきましては、活動の分類例となっております。それ以降のページにつきましては、参考や事例が記載されておりますので、後ほどご一読くださるようお願いいたします。

なお、活動記録簿につきましては、事務局で控えを取るため、お預かりした後に直近の総会などで各委員へお返ししたいと思っております。

連絡事項は以上でございます。

○川嶋委員 今の件で、先ほども質問することがあったんですけども、活動記録簿ですけれども、こちらは事務局で預かって、次の総会、1か月かかりますよね、その中でいろいろと集積とか、相談とかあった場合は、各委員が記録に何かしておいて、後でまたつけるということですか。

○事務局 ただいま、川嶋委員さんからの話ですが、活動記録簿の後ろのほうにメモの欄がありますので、そちらのほうに控えて対応していただくような形でお願いいたします。

○川嶋委員 切り取って渡しちゃっていいのですか。

○事務局 はい。

○川嶋委員 切り取って渡して。

○事務局 切り取って、はい。

○川嶋委員 ああ、これで確認をして。

○議長 よろしいですか。

○川嶋委員 じゃ、そういうことで。

○議長 それから、このほかについて、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ほかにございませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようですので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第1回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時20分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月10日

農業委員会長 鶴澤英夫

署名委員 小川一成

署名委員 実倉喜八郎